

仕様書

1 業務名

コンビニエンスストア等収納代行業務（介護保険料）

2 取扱債権

介護保険料（介護保険料に係る延滞金を含む。）

3 業務目的

収納窓口拡大のため、コンビニエンスストア等による収納代行業務を行う。

4 履行場所

受注者事業所、受注者が収納について契約する全国のコンビニエンスストア本部等の直営店及びフランチャイズ加盟店（以下「取扱店」という。）並びにスマートフォン決済アプリでの決済その他現金による支払いを伴わない支払い方法（以下「スマホ決済等」という。）の事業者事業所

5 履行期間

令和9年7月1日から令和11年3月31日まで。ただし、受注者は契約締結日から令和9年6月30日までの間（以下「準備期間」という。）に、取扱店及びスマホ決済等のサービスを提供する事業者（以下「スマホ決済等事業者」という。）との契約締結、取り扱う納付書等のテスト、必要となるシステムの整備及び環境設定等を全て適正に完了しておくこと。なお、準備期間中にかかる経費は受注者の負担とする。

6 予定数量

23,000件

7 業務概要

堺市（以下「市」という。）の介護保険料を全国に所在する取扱店及びスマホ決済等を介して収納する事務（以下「収納事務」という。）を代行する。

8 取扱店及びスマホ決済等の名称の確認

（1）収納事務を代行するコンビニエンスストア等には、以下を含むものとする。

セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ポプラ、セイコーマート、マルチメディアキオスク（MMK）及び PayPay、楽天銀行コンビニ支払サービス、Pay B、au PAY、d払い、FamiPay、楽天ペイ、

銀行 Pay、J-Coin Pay などのスマホ決済

- (2) 受注者は、各コンビニエンスストア等の一覧表及び各コンビニエンスストア本部等との契約関係にあることがわかる関係書類を提出するものとする。また、スマホ決済等については、スマホ決済等事業者との契約関係にあることがわかる関係書類を提出するものとする。
- (3) スマホ決済等による収納の実施は債権ごとに所管課と協議するものとする。

9 作業計画

- (1) 受注者は収納事務を作業計画書に基づいて行うものとする。
- (2) 受注者は、速報データ、確報データ（以下「収納データ」という。）の送付及び収納金の払い込み日程を作業計画書として月ごとに作成し、当該月の前月の 20 日までに提出すること。

10 納入通知書及びバーコード

(1) 納入通知書

- ① 堺市介護保険料納入通知書
- ② 堺市介護保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書
- ③ 堺市介護保険料納入通知書（変更通知書）兼特別徴収額変更通知書・特別徴収中止通知書
- ④ 堺市介護保険料督促状
- ⑤ 堺市介護保険料催告書

(2) バーコード

納入通知書に印字するバーコードの体系及び表示についての仕様は、（一財）流通システム開発センターが平成 21 年 4 月（2024 年 3 月（第 6 版））に定めた、GS1-128 シンボルによる標準料金代理収納ガイドラインに準ずるものとする。

また、バーコードの設定については、堺市指定の方式（別紙 2）に対応するものとする。

11 収納方法

(1) 取扱店の場合

ア 介護保険料は、収納事務の代行を受けた受注者の取扱店が市の発行する納入通知書に印字されているバーコードを POS システムによるバーコードスキャナーで読み取り、現金で収納する。ただし、納入通知書が次の各号に該当するときは、収納をしてはならない。

- (ア) バーコードの表示がないもの

- (イ) バーコードでの読み取りが不可能なもの
- (ウ) 金額、その他の事項が訂正又は改ざんされているもの
- (エ) 納入金額の一部支払い

イ 取扱店は、介護保険料の収納と同時に、領収したことを証するものを介護保険料の支払者に返却するものとする。(詳細は別紙1のとおり)。

ウ 収納できない場合は、当該納入通知書の持参者に対し、取扱店で収納できない理由を説明し、上記アの(ア)又は(イ)のときは市、収納できる金融機関(納入通知書に記載)への持参を教示し、(ウ)又は(エ)のときは介護保険課への連絡を教示するものとする。

エ 取扱店は、介護保険料の収納時に、領収したことを証するものに収入印紙を貼付けないものとする。

オ 取扱店は、納入通知書に誤って領収印を押印したときは、その領収印を無効とする処置を講じ、当該納入通知書等を持参した者に返還すること。

(2) スマホ決済等の場合

ア 介護保険料は、収納事務の代行を受けた受注者と契約するスマホ決済等事業者が、当事業者の提供するアプリにより、市の発行する納入通知書に印字されているバーコードを読み取り、収納する。

イ スマホ決済等事業者は、介護保険料の収納と同時に、領収したことを証する支払完了通知を介護保険料の支払者にメールや画面表示等で示すこと。

ウ 支払完了通知には下記の事項を含み、支払いを確認できるようにすること。
下記のとおり示すことができない場合は、下記の事項に準ずる項目を表示すること。

金額、収納または決済の日時、支払のあった債権名がわかる表記

1.2 領収印

受注者は、各コンビニエンスストアで使用する領収印の印影をあらかじめ市へ届けるものとし、変更する場合も同様とする。

1.3 収納データの提供

(1) コンビニ収納の入金データのインターフェースは、別紙2のとおりとすること。
また、速報、取消、確定の各データを同日提供するときはまとめて1つのファイルで提供すること。

(2) 伝送方法は、全国銀行協会標準通信手順伝送方法と同等又はこれに準ずるセキュリティを有する伝送方法(インターネット配信サービス(S S L 1 2 8 対応))とする。(ただし、I S D N回線の利用は不可。)また、データの伝送のため、特別なソフトが必要な場合は、受注者において負担すること。

(3) 受注者は、24時間単位の収納情報（速報データ）を、その翌日の13時00分から17時00分までの間に行われる市からの依頼に応じて、受注者の本部から市に上記（1）の方法で送信するものとする。

(4) 受注者は、毎月、1日から5日ごとにとりまとめた確報データを、締切日から6営業日以内に市からの依頼に応じて、受注者の本部から市に上記（1）の方法で送信するものとする。ただし、25日から月末日までは5日分とみなす。

1.4 事故発生に伴う処理方法等

(1) 受注者は、業務遂行上事故が発生したときには、直ちに電話又は電子メールで市へ報告し、速やかに事故報告書を市に提出すること。また事故に伴い速報・取消・確定の各データを修正する必要がある場合は、速やかに市に提出すること。

(2) 市が事故を発見したときは、直ちに受注者にその旨を連絡するものとする。

(3) 前2号の場合において、必要があるときは、市は受注者への指示又は受注者との協議を行うものとする。

1.5 収納金の払込

(1) 受注者は、13の（4）のとりまとめ日ごとに取扱店にて収納した収納金を、締切日より6銀行営業日以内に、市指定金融機関の市口座に払い込むこと。

(2) 前号により払い込まれた金額について、市は、市指定金融機関の市口座に払い込まれたことをもって市に払い込まれたものとみなす。

(3) 受注者は、払込の領収証書、領収書の控え及び領収金日計表に代わるものとして、払込日までに払込の内容を示す計算書（様式については、市の承認を得ること。）を作成し、市へ提出すること。

(4) 受注者は、歳入金を収受したときは、現金出納簿に代わるものとして、収納情報をデータ化したものにより整理するものとする。

1.6 収納データの保存

受注者は、通信回線不通等の事故に備え、収納データを1年間保存するものとする。

1.7 証拠書類等の保管

別紙1のとおり

1.8 協議

本仕様書に疑義のある事項又は定めのない事項については、市及び受注者で協議するものとする。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。

(4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

取扱店での 収納におけ る処理	(1) 領収書等の返却 取扱店は、堺市介護保険料の収納と同時に、上記記載の領収証書（以下「領収証書」という。）、堺市介護保険料の領収済通知書（以下「領収済通知書」という。）及び堺市介護保険料の納付書（以下「原符」という。）の領収日付印欄に取扱店の検収印を押印し、領収証書を堺市介護保険料の支払者に返却するものとする。 (2) 証拠書類等の保管 ① 受注者は、領収済通知書を市からの問い合わせに対応できるように収納日ごとに整理し、これを5年間保管するよう、各コンビニエンスストア本部と別途取り決めるものとする。 ② 受注者は、原符を堺市介護保険料の収納後、各取扱店において1ヶ月間保管するものとする。 ③ 受注者は、領収済通知書及び原符（以下「領収済通知書等」という。）の保管について、外部漏洩・滅失することのないよう確実に保管するものとする。 ④ 市は、必要があるときは受注者等の保管庫等に立ち入り、領収済通知書等を調査することができる。 ⑤ ①または②の保管終了後は、受注者は市と協議のうえ、当該領収済通知書等をシュレッダーによって裁断するものとする。
スマホ決済 等における 処理	(1) 領収書等の返却 スマホ決済等事業者は、堺市介護保険料の収納と同時に領収したことを証する支払完了通知を堺市介護保険料の支払者にメールや画面表示等で示すこと。 (2) 証拠書類等の保管 受注者は、市からの問い合わせに対応できるように収納記録を整理し、また、これを5年間外部漏洩・滅失することのないよう確実に保管するよう、スマホ決済等事業者と別途取り決めを行い、収納記録の保管終了後は、受注者は市と協議のうえ、受注者及びスマホ決済等事業者が保管する当該収納記録を消去するものとする。

○バーコード方式

項番	項目	桁数	項目内容
1	AI（データ項目用）	2	(91)
2	国コード	1	国コードの2桁目(9)
3	メーカーコード	5	収納代行業者のメーカーコード
4	自治体認識コード	3	自治体認識コードは3桁に対応できるものとする
5	自由使用欄	18	自由使用欄は各債権ごとに必要な方式が異なるため、各債権の担当課と協議するものとする
6	再発行区分	1	再発行回数
7	YYMMDD	6	支払期限日（西暦下2桁+月+日）
8	F	1	印紙フラグ（貼らない=0）
9	PPPPPP	6	支払金額（円単位）
10	CD	1	全体チェックデジット（モジュラス10）
		44	

○入金データ

1. ファイル仕様

レコード形式	固定長テキスト形式	※CSV形式は不可
レコード長	100 バイト	
文字コード	Shift JIS	
改行コード	CRLF	

2. レコードレイアウト

(1) ヘッダーレコード

項番	項目名	属性	桁数	項目内容
1	レコード区分	9	1	'1'
2	作成日付	9	4	データ作成日(年)(西暦)
		9	2	データ作成日(月)
		9	2	データ作成日(日)
3	宛先企業コード	9	5	バーコード内の企業識別コード
4	宛先企業名	X	15	カナ名
5	予備	X	71	SPACE
			100	

(2) データレコード

項番	項目名	属性	桁数	項目内容
1	レコード区分	9	1	'2'
2	データ種別	9	2	01:速報 02:確報 03:速報取消 12:郵便振替 22:郵便振替金額訂正 81:リアルデータ
3	収納日時	9	4	年(西暦)
			2	月
			2	日
			2	時
			2	分
4	バーコード情報	9	3	予備
			44	バーコード情報をそのまま設定
5	コンビニ本部等コード	9	3	代行業者の各コンビニコード又は郵便局又はスマホ決済等の識別
6	コンビニ店舗等コード	9	7	各コンビニの店舗コード、郵便局コード、スマホ決済等
7	データ作成日	9	4	年(西暦)
			2	月
			2	日
8	振替予定日	9	4	年(西暦)
			2	月
			2	日
9	郵便振替収納金額	9	6	郵便振替の収納金額 (コンビニ収納、スマホ決済等は ALL ZERO)
10	予備	X	6	(SPACE)
			100	

(3) トレーラーレコード

項番	項目名	属性	桁数	項目内容
1	レコード区分	9	1	'8'
2	速報データ件数合計	9	6	
	速報データ金額合計	9	10	
3	確報データ件数合計	9	6	
	確報データ金額合計	9	10	
4	取消データ件数合計	9	6	
	取消データ金額合計	9	10	
5	郵便振替件数合計	9	6	
	郵便振替金額合計	9	10	
6	予備	X	35	SPACE
			100	

(4) エンドコード

項番	項目名	属性	桁数	項目内容
1	レコード区分	9	1	'9'
2	レコード総件数	9	6	ヘッダーレコード～エンドレコードの総件数
3	予備	X	93	SPACE
			100	

※属性 9: 数字、X: 文字